

既存住宅における省エネ改修促進事業交付要綱 新旧対照表

新	現行
<p>(助成対象事業)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 太陽光発電システム</p> <p><u>一 次のいずれかの要件を満たす都内の既存住宅に新規に設置されたものであること。</u></p> <p><u>ア (1)又は(2)の助成対象設備と併せて当該太陽光発電システムが導入される既存住宅</u></p> <p><u>イ 第7条に定める交付申請時に既に最低一つの居室における窓が全て複層ガラス又は二重窓にしている既存住宅</u></p> <p>二 略</p> <p><u>(三 削除)</u></p> <p>2 前項の場合において、第8条第1項の申請受付時に、既に高断熱窓が設置されている窓がある場合又は既に高断熱ドア、太陽光発電システムが設置されている場合は、当該高断熱窓、高断熱ドア及び太陽光発電システムの設置に係る経費は助成対象としない。<u>ただし、第5条第2項第1号ア又はイに規定する経費を除く。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(助成対象事業)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 太陽光発電システム</p> <p>一 (1)の高断熱窓又は(2)の高断熱ドアの設置に加えて太陽光発電システムを設置すること。</p> <p>二 当該太陽光発電システムが既存のシステムの一部として増設されたものではないこと。</p> <p>三 当該太陽光発電システムに係る領収書等に記載された領収日が、当該高断熱窓又は当該高断熱ドアの設置に係る領収書等に記載された領収日(領収書が複数ある場合にはいずれか当該太陽光発電システムの領収日に近い日)の前後90日以内であること。</p> <p>2 前項の場合において、第8条第1項の申請受付時に、既に高断熱窓が設置されている窓がある場合又は既に高断熱ドア、太陽光発電システムが設置されている場合は、当該高断熱窓、高断熱ドア及び太陽光発電システムの設置に係る経費は助成対象としない。ただし、第5条第2項第1号ただし書に規定する令和4年4月1日から同年7月31日までに工事し、又は契約締結し、同年8月31日までに第7条の規定により本助成金の交付の申請を行ったものに係る経費を除く。</p> <p>3 略</p>

(助成対象経費)

第5条 略

一～三 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は助成対象経費としない。

一 第11条第1項の規定により公社が交付決定をした日の前に工事し、又は契約締結したものに係る経費。ただし、次のいずれかに係る経費は除くこととする。

ア 令和4年4月1日から同年7月31日までに工事し、又は契約締結し、同年8月31日までに第7条の規定により本助成金の交付の申請を行ったもの

イ 最低1つの居室における窓が全て複層ガラス又は二重窓である既存住宅に、令和4年4月1日から同年9月30日までに太陽光発電システムの工事し、又は契約締結し、同年10月31日までに第7条の規定により、前条第1項(3)一イに定める助成対象事業に対し本助成金の交付の申請を行ったもの

二 略

3 略

(交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「交付申請者」という。)は、次の表の第一欄に掲げる助成対象者の種別及び同表第二欄に掲げる助成対象設備の種別に応じて、同表第三欄に掲げる書類及び別表第2に掲げる書類(以下これらを「助成金交付申請書類等」という。)を公社に提出しなければならない。

(助成対象経費)

第5条 略

一～三 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は助成対象経費としない。

一 第11条第1項の規定により公社が交付決定をした日の前に工事し、又は契約締結したものに係る経費。ただし、令和4年4月1日から同年7月31日までに工事し、又は契約締結し、同年8月31日までに第7条の規定により本助成金の交付の申請を行ったものに係る経費を除く。

二 略

3 略

(交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「交付申請者」という。)は、次の表の第一欄に掲げる助成対象者の種別及び同表第二欄に掲げる助成対象設備の種別に応じて、同表第三欄に掲げる書類及び別表第2に掲げる書類(以下これらを「助成金交付申請書類等」という。)を公社に提出しなければならない。

なお、太陽光発電システムに加え、高断熱窓又は高断熱ドアを設置した場合にあっては、太陽光発電システムに関する助成金交付申請書及び、高断熱窓又は高断熱ドアの助成金交付申請書類の提出は同時に行わなければならない。

表 略

2 略。

3 リース事業者は、第13条第2項、第15条、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項及び第23条第2項の規定に基づき申請書等を公社に提出する場合についても前項と同様に、住宅の所有者又は管理組合と共同で手続を行わなければならない。

(申請の受付)

第8条 前条の規定による助成金の交付申請の受付期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、天災地変その他交付申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、この限りではない。

2～4 略

(手続代行者)

第9条 第7条第1項の規定による交付申請者は、交付の申請に係る手続（第13条第2項、第15条、第16条第1項、第17条第1項及び第2項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項及び第23条第2項の手続を含む。以下この条において同じ。）の代行を、第三者に対して依頼することができる。

2 前項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手続の代

なお、太陽光発電システムに関する助成金交付申請書類を提出する場合は、高断熱窓又は高断熱ドアの助成金交付申請書類の提出と同時に
行わなければならない。

表 略

2 略

3 リース事業者は、第13条第2項、第15条、第16条第1項、第17条第1項及び第2項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項及び第23条第2項の規定に基づき申請書等を公社に提出する場合についても前項と同様に、住宅の所有者又は管理組合と共同で手続を行わなければならない。

(申請の受付)

第8条 前条の規定による助成金の交付申請の受付期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、天災地変その他申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、この限りではない。

2～4 略

(手続代行者)

第9条 第7条第1項の規定による本助成金の交付の申請を行おうとする助成対象者は、交付の申請に係る手続（第13条第2項、第15条、第16条第1項、第17条第1項及び第2項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項及び第23条第2項の手続を含む。以下この条において同じ。）の代行を、第三者に対して依頼することができる。

2 前項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手続の代

行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、第3条第2項各号に該当しないものでなければならない。

（実績の報告）

第20条 助成対象者又は助成事業者は、次の各号に掲げる助成対象経費に応じて、当該各号に掲げる時期に、次の表の第一欄に掲げる助成対象者又は助成事業者の種別及び同表第二欄に掲げる助成対象設備の種別に応じて、同表第三欄に掲げる書類及び別表第3に掲げる書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という。）を会社に提出しなければならない。

なお、太陽光発電システムと同時に高断熱窓又は高断熱ドアを設置した場合にあっては、太陽光発電システムに関する助成金実績報告書等及び、高断熱窓又は高断熱ドアの助成金実績報告書等の提出は同時に行うこととする。

表 略

一 略

二 当該助成対象経費が第5条第2項第一号ア又はイに規定する経費であって、当該助成対象設備の支払等完了日より後に第7条第1項の助成金の交付申請を行うもの 助成金の交付の申請を行う日と同じ日

三 当該助成対象経費が第5条第2項第一号ア又はイに規定する経費であって、当該助成対象設備の支払等完了日より前に第7条第1項の助成金の交付申請を行うもの 令和7年9月30日まで

2 略

行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、第3条各号に該当しないものでなければならない。

（実績の報告）

第20条 助成対象者又は助成事業者は、次の各号に掲げる助成対象経費に応じて、当該各号に掲げる時期に、次の表の第一欄に掲げる助成対象者又は助成事業者の種別及び同表第二欄に掲げる助成対象設備の種別に応じて、同表第三欄に掲げる書類及び別表第3に掲げる書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という。）を会社に提出しなければならない。

なお、太陽光発電システムに関する助成金実績報告書等を提出する場合は、高断熱窓又は高断熱ドアの助成金実績報告書等の提出と同時にを行うこととする。

表 略

一 略

二 当該助成対象経費が第4条第2項第一号ただし書きに規定する経費であって、当該助成対象設備の支払等完了日より後に第7条第1項の助成金の交付申請を行うもの 助成金の交付の申請を行う日と同じ日

三 当該助成対象経費が第4条第2項第一号ただし書きに規定する経費であって、当該助成対象設備の支払等完了日より前に第7条第1項の助成金の交付申請を行うもの 令和7年9月30日まで

2 略

別表第2

	書類の種類	備考
一	費用総括表	<u>高断熱窓又は高断熱ドアを設置する場合に限る。</u>
二	費用明細書	<u>高断熱窓又は高断熱ドアを設置する場合に限る。</u>
三	略	
四	略	
五	立面図若しくは姿 図	<u>高断熱窓又は高断熱ドアを設置する場合に限る。</u> <u>また、</u> 立面図は助成対象住宅が戸建住宅である場 合に限る。
六～ 十五	略	略
<u>十六</u>	<u>設置されている窓 の写真</u>	<u>第4条第1項（3）一イに定める助成対象事業の 場合に限る。</u>
<u>十七</u>	<u>設置要件設備概要 書</u>	<u>第4条第1項（3）一イに定める助成対象事業の 場合に限る。</u>
<u>十八</u>	<u>その他公社が必要 と認める書類</u>	<u>第4条第1項（3）一イに定める助成対象事業の 場合に関り、過去に国又は都等による補助金にお いて受領した交付額確定通知書等により第4条第 1項（3）一イの要件を満たすことを証明できる と公社が認めた場合は、同表七、八及び十六の提 出は不要とする。</u>

別記第1—1号及び第2—1号様式 別紙 設置要件設備概要書 追加
参考様式9 設置されている窓の写真 追加

別表第2

	書類の種類	備考
一	費用総括表	
二	費用明細書	
三	略	
四	略	
五	立面図若しくは姿図	立面図は助成対象住宅が戸建住宅で ある場合に限る。
六～ 十五	略	略
十六	その他公社が必要と認める書類	

